

教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十七号

教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則

教育委員会に対する事務委任規則（昭和四十六年広島県規則第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号を第三号とする。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。